

（表面）

第 号

身分証明書

所属
職名
氏名

上記の者は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第32条第1項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

群馬県知事

印

（裏面）

人にやさしい福祉のまちづくり条例（抜粋）

（立入検査）

- 第32条 知事は、特定生活関連施設の新築等をしようとする者又は特定生活関連施設所有者等に対し、前3条（第30条第5号を除く。）の規定の施行に必要な限度において、その職員に検査のため特定生活関連施設又はその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。